

Air サービス共通利用約款およびプライバシーポリシーの改定について

Air サービスをご利用のお客様

平素は Air サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

株式会社リクルートは、2023 年 11 月 21 日より、Air サービス共通利用約款およびプライバシーポリシーを改定いたします。本改定は、お客様からお預かりする個人情報の取扱いに関する重要なお知らせになりますので、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

■改定の概要

お客様が当社のサービスをご利用いただくにあたり、当社がお客様からお預かりする個人情報やお客様が自ら取扱う個人情報に関する Air サービス共通利用約款は、個人情報の取扱いに関するご契約条件としてこの特約を適用するよう改定いたします。

また、当社におけるお客様ご本人の個人情報の取扱いについて「プライバシーポリシー」に集約し、お客様ご自身が当社にどのような個人情報の取扱いを許諾したのかをより簡単に把握できるようにいたしました。「プライバシーポリシー」の主な変更点は下記の通りです。

- サービスをご利用いただくために必要不可欠な個人情報の利用目的を明確化
当社サービスの運営に伴うお客様とのやりとりや不正対策、サービス改善等、サービスをご利用いただくために必要不可欠な目的でお客様の個人情報を利用することを明記しています。(プライバシーポリシー内該当箇所：個人情報の利用目的(1)～(3)、(6))
- サービスのご案内や媒体掲載をするための個人情報の利用目的を記載
各種サービスの提案・情報提供・広告配信や各種媒体への掲載をする目的で、お客様の個人情報を利用することを記載しています。(プライバシーポリシー内該当箇所：個人情報の利用目的(4)～(6))
- 「個人情報の取扱いに関する特約」は [こちら](#)
- 「Air サービス共通利用約款」(2023 年 11 月 21 日改定版) は [こちら](#)
- 「プライバシーポリシー」(2023 年 11 月 21 日改定版) は [こちら](#)
- Air サービスで今回改訂対象のプライバシーポリシーは以下です。
 - 「プライバシーポリシー」は [こちら](#)
 - 「Air レジプライバシーポリシー」は [こちら](#)
 - 「Air ペイ QR プライバシーポリシー」は [こちら](#)
 - 「Air キャッシュプライバシーポリシー」は [こちら](#)
- 例外として「Air ペイ」「Air ペイポイント」に関しては 2024 年 4 月から Air サービス共通利用約款お

よびプライバシーポリシーを改定を適用します。

併せて、今回 Air サービス共通利用約款へ特定サービスご利用時の管理者アカウントの免責事項に関して追記しております。変更点は以下の通りです。

対象	改訂前	改訂後
第6条（AirIDの削除）	<ol style="list-style-type: none">1. 管理者アカウントを有する者は、自己のグループ内の管理者アカウントおよび一般アカウントについて、自由に変更または削除できるものとします。2. 管理者アカウントまたは一般アカウントを有する者は、当社が別途指定する方法により AirID の削除の申請を行うことができ、当社による当該申請の受理から一定期間を経て、AirID が削除されるものとします。事業者は、削除の申請受理時点から削除の実行までに一定期間が必要であることに鑑み、当該期間において当社より販促・広告目的その他目的のメールまたは架電等の営業活動がなされる可能性があることを予め承諾するものとします。3. 事業者は、管理者アカウントまたは一般アカウントが削除された場合、削除された AirID と同様の ID を用いたアカウントの再登録はできないこと、およびアカウント削除時に同一グループ内で行われた別のアカウントによる作業等が失われる可能性があること、その	<ol style="list-style-type: none">1. 管理者アカウントを有する者は、当社が別途定める場合を除き、自己のグループ内の管理者アカウントおよび一般アカウントについて、自由に変更または削除できるものとします。2. 管理者アカウントまたは一般アカウントを有する者は、当社が別途指定する方法により AirID の削除の申請を行うことができ、当社による当該申請の受理から一定期間を経て、AirID が削除されるものとします。事業者は、削除の申請受理時点から削除の実行までに一定期間が必要であることに鑑み、当該期間において当社より販促・広告目的その他目的のメールまたは架電等の営業活動がなされる可能性があることを予め承諾するものとします。3. 事業者は、管理者アカウントまたは一般アカウントが削除された場合、削除された AirID と同一の ID を用いたアカウントの再登録はできないこと、およびアカウント削除の申請以降に同一グループ内で行われた別のアカウントによる作業等

	<p>他削除に伴って事業者が生じた損害について当社は一切の責任を負わないことについて予め承諾するものとします。</p> <p>4. 事業者は、事業者店舗に紐づく全ての管理者アカウントの削除が完了した時点で、事業者が締結した本サービスの全ての契約が終了すること、および、当社または第三者の運営・管理するサービスと本サービスとの連携が解除されることを承諾の上、AirID等の管理を行うものとし、アカウントの削除等に伴い事業者が生じた損害については当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>が失われる可能性があること、その他削除に伴って事業者が生じた損害について当社は一切の責任を負わないことについて予め承諾するものとします。</p> <p>4. 事業者は、事業者店舗に紐づく全ての管理者アカウントの削除が完了した時点で、事業者が締結した本サービスの全ての契約が終了すること、および、当社または第三者の運営・管理するサービスと本サービスとの連携が解除されることを承諾の上、自己の責任において AirID その他必要な情報の管理を行うものとし、アカウントの削除等に伴い事業者が生じた損害については当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
--	---	---

対象	改訂前	改訂後
第 15 条（事業者の責任）	<p>管理者アカウントを有する者は、自己のグループの一般アカウントを有する者に対して、本約款および個別約款の定めを遵守させるものとします。管理者アカウントを有する者は、自己のグループの一般アカウントを有する者が、本約款または個別約款に違反したことにより、当社に損害が発生した場合には、</p>	<p>管理者アカウントを有する者は、自己のグループの一般アカウントを有する者に対して、本約款および個別約款の定めを遵守させるものとします。管理者アカウントを有する者は、自己のグループの一般アカウントを有する者が、本約款または個別約款に違反したことにより、当社に損害が発生した場合には、</p>

	当社に対し、かかる損害を賠償する責任を、当該一般アカウントを有する者および／または自己のグループのその他の管理者アカウントを有する者とともに、連帯して負うものとします。	当社に対し、かかる損害を賠償する責任を、当該一般アカウントを有する者および／または自己のグループのその他の管理者アカウントを有する者とともに、連帯して負うものとします。ただし、当社および事業者との間で別段の合意がなされた場合はこの限りではありません。
--	--	---

■お問合せ先

お問い合わせ先一覧は[こちら](#)

当社はこれからもお客様のデータを適切に取扱ってまいります。今後とも Air サービスをよろしく願います。